

イ 質問日別の人数

	代表質問	一般質問
9月28日(水)	5人	—
9月29日(木)	—	4人
9月30日(金)	—	4人
	5人	8人

ウ 質問通告期限 ……9月15日(木) 正午

エ 質問順序

	代表質問	一般質問
	1 自由民主党浜松	
1	2 公明党	
日	3 創造浜松	
目	4 市民クラブ	
	5 日本共産党浜松市議団	
		1 創造浜松
2		2 自由民主党浜松
日		3 自由民主党浜松
目		4 自由民主党浜松
		5 自由民主党浜松
3		6 市民クラブ
日		7 党派を超える会
目		8 自由民主党浜松

(5) 会期中の日程表・議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について(別紙)

3 追加予定議案について

4 陳情・意見書の提出について

5 議会改革検討会議の協議結果について

6 11月定例会の質問等について(議運のみ)

全員協議会 出席対象者（異動者紹介）

R4. 7. 1現在

（新）

（旧）

デジタル・スマートシティ推進部長

内藤 伸二郎

デジタル・スマートシティ推進
事業本部長

日程表（内定・追加）

（ 全期 自 9月 6日（火） の52日間
至 10月27日（木） ）

令和4年9月定例会

月日	曜日	会議名	開議時刻	会議場所	会議の内容	備考
8月30日	火	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 第3回定例会の運営について 2 その他	○招集告示 ○議案配付（一般・特別会計決算以外）
		全員協議会	午後1時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
31日	水					
9月1日	木					
2日	金					
3日	（土）					
4日	（日）					
5日	月	行財政改革・大都市制度調査特別委員会	午前9時30分	第1委員会室	各種報告事項等	
6日	火	本 会 議	午前10時	議 場	1 諸般の報告 2 議案及び企業会計決算上程、説明、休憩（議案・企業会計決算説明会）、企業会計決算意見の発表、質疑、委員会付託 3 その他	
7日	水	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会	午前9時30分	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	議案審査（一般・特別会計決算以外）	
8日	木					※討論通告期限（一般・特別会計決算以外）…正午
9日	金					○議案配付（一般・特別会計決算）
10日	（土）					
11日	（日）					
12日	月					
13日	火	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 本会議2日目の運営について 2 その他	
		地方創生調査特別委員会	午後1時30分	第1委員会室	各種報告事項等	
14日	水	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午前10時	議 場	1 委員長報告、質疑、（討論）、採決 2 一般・特別会計決算上程、説明、質疑 3 決算審査特別委員会の設置について 4 決算審査特別委員会委員・正副委員長選任 5 委員会付託 6 その他	
		決算審査特別委員会（全体会）	午後1時30分	全員協議会室	1 健全化判断比率及び資金不足比率並びに内部統制評価報告書の報告、一般・特別会計決算の説明、監査意見発表 2 分科会の設置及び運営について 3 その他	
15日	木					※質問通告期限…正午
16日	金					
17日	（土）					
18日	（日）					
19日	（月）					〔敬老の日〕
20日	火					
21日	水					
22日	木					
23日	（金）					〔秋分の日〕
24日	（土）					
25日	（日）					
26日	月	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 本会議3日目から5日目までの運営について 2 意見書等の調整について 3 その他	
27日	火					
28日	水	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午前10時	議 場	代表質問	
29日	木	本 会 議	午前10時	議 場	一般質問	
30日	金	本 会 議	午前10時	議 場	一般質問	

月日	曜日	会議名	開議時刻	会議場所	会議の内容	備考
10月1日	(土)					
2日	(日)					
3日	月	決算第2分科会	午前9時30分	全員協議会室	一般・特別会計決算審査	
4日	火	決算第1分科会	午前9時30分	全員協議会室	一般・特別会計決算審査	
5日	水	決算第2分科会	午前9時30分	全員協議会室	一般・特別会計決算審査	
6日	木	決算第1分科会	午前9時30分	全員協議会室	一般・特別会計決算審査	
7日	金	決算第2分科会指摘事項等検討会議	午前10時	第1委員会室	指摘事項等の調整	(当局出席不要)
8日	(土)					
9日	(日)					
10日	(月)					[スポーツの日]
11日	火	決算第1分科会指摘事項等検討会議	午前10時	第1委員会室	指摘事項等の調整	(当局出席不要)
12日	水	決算指摘事項等決定会議	午前10時	第1委員会室	指摘事項等の調整	(当局出席不要) ※締めくり質疑 通告期限…午後3時
13日	木					
14日	金					
15日	(土)					
16日	(日)					
17日	月					
18日	火	決算審査特別委員会 (全体)	午前10時	全員協議会室	1 分科会報告、締めくり質疑、意見表明、採決 2 指摘事項・附帯意見の調整(当局出席不要) 3 その他	
19日	水					※討論通告期限…正午
20日	木					
21日	金					
22日	(土)					
23日	(日)					
24日	月					
25日	火					
26日	水	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 定例会最終日の運営について 2 その他	
27日	木	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本会議	午前10時	議場	1 決算審査特別委員長報告、質疑、(討論)、採決 2 その他	

日程表 (内定・追加)

自 9月6日(火) の43日間
至 10月18日(火)

令和4年9月定例会

月日	曜日	会議名	開議時刻	会議場所	会議の内容	備考
8月30日	火	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 第3回定例会の運営について 2 その他	○招集告示 ○議案配付(一般・特別会計決算以外)
		全員協議会	午後1時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
31日	水					
9月1日	木					
2日	金					
3日	(土)					
4日	(日)					
5日	月	行財政改革・大都市制度調査特別委員会	午前9時30分	第1委員会室	各種報告事項等	
6日	火	本会議	午前10時	議場	1 諸般の報告 2 議案及び企業会計決算上程、説明、休憩(議案・企業会計決算説明会)、企業会計決算意見の発表、質疑、委員会付託 3 その他	
7日	水	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会	午前9時30分	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	議案審査(一般・特別会計決算以外)	
8日	木					※討論通告期限(一般・特別会計決算以外) …正午
9日	金					○議案配付(一般・特別会計決算)
10日	(土)					
11日	(日)					
12日	月					
13日	火	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 本会議2日目の運営について 2 その他	
		地方創生調査特別委員会	午後1時30分	第1委員会室	各種報告事項等	
14日	水	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本会議	午前10時	議場	1 委員長報告・質疑・(討論)・採決 2 一般・特別会計決算上程・健全化判断比率及び資金不足比率並びに内部統制評価報告書の報告・休憩(決算説明会) 3 監査意見発表・質疑・委員会付託 3 その他	
15日	木					※質問通告期限…正午
16日	金					
17日	(土)					
18日	(日)					
19日	(月)					【敬老の日】
20日	火					
21日	水					
22日	木					
23日	(金)					【秋分の日】
24日	(土)					
25日	(日)					
26日	月	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 本会議3日目から5日目までの運営について 2 意見書等の調整について 3 その他	
27日	火					
28日	水	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本会議	午前10時	議場	代表質問	
29日	木	本会議	午前10時	議場	一般質問	
30日	金	本会議	午前10時	議場	一般質問	
10月1日	(土)					
2日	(日)					

月 日	曜 日	会 議 名	開 議 時 刻	会 議 場 所	会 議 の 内 容	備 考
3日	月	厚生保健委員会	午前9時30分	全員協議会室	一般・特別会計決算審査	
4日	火	環境経済委員会	午前9時30分	全員協議会室	一般・特別会計決算審査	
5日	水	建設消防委員会	午前9時30分	全員協議会室	一般・特別会計決算審査	
6日	木	市民文教委員会	午前9時30分	全員協議会室	一般・特別会計決算審査	
7日	金	総務委員会	午前9時30分	全員協議会室	一般・特別会計決算審査	
8日	(土)					
9日	(日)					
10日	(月)					[スポーツの日]
11日	火					※討論通告期限…正午
12日	水					
13日	木					
14日	金					
15日	(土)					
16日	(日)					
17日	月	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 定例会最終日の運営について 2 その他	
18日	火	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午前10時	議 場	1 委員長報告、質疑、(討論)、採決 2 その他	

議 事 日 程 (第 1 2 号)

令和4年9月6日 (火) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 第 82 号 議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算 (第4号)
- 第 4 第 83 号 議案 令和4年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第 5 第 84 号 議案 令和4年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第 6 第 85 号 議案 令和4年度浜松市公債管理特別会計補正予算 (第1号)
- 第 7 第 86 号 議案 令和4年度浜松市水道事業会計補正予算 (第1号)
- 第 8 第 87 号 議案 浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 第 9 第 88 号 議案 浜松市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 第10 第 89 号 議案 浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第11 第 90 号 議案 浜松市手数料条例の一部改正について
- 第12 第 91 号 議案 浜松市民生委員の定数を定める条例の一部改正について
- 第13 第 92 号 議案 浜松市都市公園条例の一部改正について
- 第14 第 93 号 議案 浜松市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第15 第 94 号 議案 あらたに生じた土地の確認について
- 第16 第 95 号 議案 字の区域の変更について
- 第17 第 96 号 議案 物品購入契約締結について (消防ポンプ自動車 (CD-I型) 2台)
- 第18 第 97 号 議案 物品購入契約締結について (消防ポンプ自動車 (CD-I型CAF S) 2台)
- 第19 第 98 号 議案 物品購入契約締結について (支援車 (II型))
- 第20 第 99 号 議案 物品購入契約締結について (高規格救急自動車4台)
- 第21 第 100 号 議案 物品購入契約締結について (小型動力ポンプ付積載車4台)
- 第22 第 101 号 議案 市道路線認定について
- 第23 第 102 号 議案 市道路線廃止について
- 第24 第 103 号 議案 市道路線変更について
- 第25 第 104 号 議案 令和3年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第26 第 105 号 議案 令和3年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 第27 第106号議案 令和3年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第28 第107号議案 令和4年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）
- 第29 第108号議案 製造請負契約締結について（新消防指令管制システム構築・運用保守業務）
- 第30 認 第 1 号 令和3年度浜松市病院事業会計決算
- 第31 認 第 2 号 令和3年度浜松市水道事業会計決算
- 第32 認 第 3 号 令和3年度浜松市下水道事業会計決算

議 事 の 順 序 (第1日)

令和4年9月6日 (火) 午前10時開会

1 開 会 の 宣 告

2 開 議 の 宣 告

3 諸 般 の 報 告……

{	監報第12・13号	随時監査、例月出納検査結果報告
	報第17号	専決処分の報告(法第180条関係)
	自 報第18号	(-財) 清掃公社、(公財) 花みどり振興財団、 (公財) 医療公社、(公財) 文化振興財団、 (株) なゆた浜北、(公財) 浜松地域イノベーション推進機構の令和3年度決算
	至 報第23号	

4 会議録署名議員指名

5 会 期 の 決 定

6 議案及び企業会計決算上程……

{	自 日程第3第82号議案	30件
	至 日程第32認第3号	

(1) 説 明

(休 憩)

議案及び企業会計決算説明会開催

(2) 監査意見の発表

(3) 質 疑

(4) 委員会付託

7 休 会 の 決 定

8 散 会 の 宣 告

令和4年第3回浜松市議会定例会議案付託件目表

総務委員会

- 第 82 号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算（第4号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第1項
第2項中
歳入予算中
第13款 地方特例交付金
第14款 地方交付税
第18款 国庫支出金中
第2項 国庫補助金中
第1目 総務費国庫補助金
第2目 民生費国庫補助金中
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
第3目 衛生費国庫補助金
第5目 農林水産業費国庫補助金
第9目 教育費国庫補助金中
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
第21款 寄附金
第23款 繰越金
第25款 市債中
第1項 市債中
第9目 臨時財政対策債
歳出予算中
第2款 総務費中
第1項 総務管理費
〔第16目 市民協働推進費〕
〔第17目 中山間地域振興費〕を除く
第12款 公債費
第3条（債務負担行為の補正）中
第2項中
ふれあい交流センター湖南他2施設大規模改修事業費（ふれあい交流センター湖南、ふれあい交流センター江之島、緑化推進センター）
第4条（地方債の補正）
- 第 85 号議案 令和4年度浜松市公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 第 87 号議案 浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 第 88 号議案 浜松市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 第 89 号議案 浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第 93 号議案 浜松市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

第 94 号議案 あらたに生じた土地の確認について

第 95 号議案 字の区域の変更について

厚生保健委員会

- 第 82 号議案 令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 4 号）
第 1 条（歳入歳出予算の補正）中
第 2 項中
歳入予算中
第 18 款 国庫支出金中
第 1 項 国庫負担金
第 2 項 国庫補助金中
第 2 目 民生費国庫補助金
〔新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金〕を除く
第 19 款 県支出金中
第 1 項 県負担金
第 2 項 県補助金中
第 3 目 衛生費県補助金
第 24 款 諸収入中
第 6 項 雑入中
第 5 目 民生費雑入
第 25 款 市債中
第 1 項 市債中
第 2 目 民生債
歳出予算中
第 3 款 民生費
第 4 款 衛生費
〔第 3 項 清掃費〕を除く
第 10 款 教育費中
第 5 項 幼稚園費
第 3 条（債務負担行為の補正）中
第 2 項中
佐鳴台保育園移転新築工事費
- 第 83 号議案 令和 4 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 91 号議案 浜松市民生委員の定数を定める条例の一部改正について
- 第 104 号議案 令和 3 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認 第 1 号 令和 3 年度浜松市病院事業会計決算

環境経済委員会

第 82 号議案 令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 4 号）

第 1 条（歳入歳出予算の補正）中

第 2 項中

歳入予算中

第 18 款 国庫支出金中

第 2 項 国庫補助金中

第 6 目 商工費国庫補助金

第 19 款 県支出金中

第 2 項 県補助金中

第 4 目 農林水産業費県補助金

第 24 款 諸収入中

第 6 項 雑入中

第 6 目 衛生費雑入

歳出予算中

第 4 款 衛生費中

第 3 項 清掃費

第 6 款 農林水産業費

第 7 款 商工費

第 2 条（繰越明許費）中

農業農村施設維持管理事業（揚排水施設・樋門維持管理事業）

中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援事業

第 3 条（債務負担行為の補正）中

第 1 項中

連絡ごみ処理手数料徴収業務委託費

未来を拓く農林漁業育成事業費補助金

スマート農業推進事業費補助金

第 2 項中

都田上土地改良区が非補助土地改良事業等に対して負担する地元負担金の助成（令和 4 年度設定分）

第 84 号議案 令和 4 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 107 号議案 令和 4 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号）

建設消防委員会

- 第 82 号議案 令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 4 号）
第 1 条（歳入歳出予算の補正）中
第 2 項中
歳入予算中
第 18 款 国庫支出金中
第 2 項 国庫補助金中
第 7 目 土木費国庫補助金
第 24 款 諸収入中
第 6 項 雑入中
第 2 目 違約金及び延納利息
第 25 款 市債中
第 1 項 市債中
第 5 目 土木債
第 6 目 消防債
歳出予算中
第 8 款 土木費
第 9 款 消防費
第 2 条（繰越明許費）
〔農業農村施設維持管理事業（揚排水施設・樋門維持管理事業）
中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援事業
教職員住宅管理事業〕を除く
第 3 条（債務負担行為の補正）中
第 1 項中
国道 152 号（池島・大原区間）環境影響調査業務委託費
県道 舘山寺弁天島線中之島大橋ほか 3 橋橋りょう修繕工事費
ポンプ場運転管理業務委託費
第 2 項中
県道 湖東和合線（西山工区）道路改良工事費
- 第 86 号議案 令和 4 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 90 号議案 浜松市手数料条例の一部改正について
- 第 92 号議案 浜松市都市公園条例の一部改正について
- 第 97 号議案 物品購入契約締結について（消防ポンプ自動車（CD-I 型 CAFS）2 台）
- 第 98 号議案 物品購入契約締結について（支援車（II 型））
- 第 99 号議案 物品購入契約締結について（高規格救急自動車 4 台）
- 第 100 号議案 物品購入契約締結について（小型動力ポンプ付積載車 4 台）
- 第 101 号議案 市道路線認定について

- 第 102 号議案 市道路線廃止について
- 第 103 号議案 市道路線変更について
- 第 105 号議案 令和 3 年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 106 号議案 令和 3 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 108 号議案 製造請負契約締結について（新消防指令管制システム構築・運用保守業務）
- 認 第 2 号 令和 3 年度浜松市水道事業会計決算
- 認 第 3 号 令和 3 年度浜松市下水道事業会計決算

市民文教委員会

第 82 号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算（第4号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金中

第2項 国庫補助金中

第9目 教育費国庫補助金中

子ども・子育て支援交付金（教育）

第19款 県支出金中

第2項 県補助金中

第8目 教育費県補助金

第25款 市債中

第1項 市債中

第7目 教育債

歳出予算中

第2款 総務費中

第1項 総務管理費中

第16目 市民協働推進費

第17目 中山間地域振興費

第11項 生涯学習費

第13項 戸籍住民基本台帳費

第10款 教育費

〔第5項 幼稚園費〕を除く

第2条（繰越明許費）中

教職員住宅管理事業

第3条（債務負担行為の補正）中

第1項中

アクトシティ浜松ガラスアーケード改修工事及び動く歩道撤去工事費

いじめ相談等業務委託費

学校給食調理等業務委託費（令和4年度設定分）

第2項中

天竜体育館大規模改修事業費

入野小学校プールろ過機改修事業費

引佐学校給食センター空調設備更新工事費

第3項

第 96 号議案 物品購入契約締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型）2台）

令和4年8月30日

浜松市議会 議会運営委員会
委員長 戸田 誠 様

浜松市議会 議会改革検討会議
委員長 加茂 俊武

協議結果報告書

議会改革検討会議の協議結果について、下記のとおり報告します。

記

1 浜松市議会オンライン委員会に関する要綱について

本件について、令和4年6月29日及び8月25日に開催した2回の会議の結果、オンラインによる方法によって参加することを認めた委員会の開催手続その他必要な事項を定める要綱について、別紙のとおり作成しました。

2 本会議や委員会への当局の端末持込みについて

本件について、令和4年8月25日に開催した会議の結果、議員と同様に、当局が本会議や委員会へ公用情報端末（タブレット、ノートパソコン）を持ち込むことを認めることとなりました。

浜松市議会オンライン委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市議会委員会条例（昭和50年浜松市条例第27条。以下「委員会条例」という。）第13条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下単に「オンラインによる方法」という。）によって参加することを認めた委員会（以下「オンライン委員会」という。）の開催手続その他オンライン委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象委員会)

第2条 オンライン委員会として開くことができる委員会は、次のとおりとする。

- (1) 常任委員会
- (2) 特別委員会（決算審査特別委員会分科会を含む。）
- (3) 議会運営委員会

(開催手続)

第3条 オンラインによる方法によって委員会に参加を希望する委員は、当該委員会の開催日の前日（その日が浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日前の市の休日でない日。以下同じ。）の正午までに、その理由を付けて、委員長又は主査（以下「委員長等」という。）に届出をしなければならない。ただし、やむを得ない事情があると委員長等が認めたときは、当該委員会の開催日の前日の正午を過ぎてもこの項本文の規定による届出をすることができる。

2 委員長等は、前項の規定による届出があった場合等において、開会場所に参集することが困難であるかどうかの認定を行い、副委員長又は副主査（以下「副委員長等」という。）と協議の上、オンライン委員会の開催の可否について決定するものとする。

3 委員長等は、オンライン委員会の開催を決定した場合には、その旨をあらかじめ議長に連絡した上で、当該委員会の委員に対し通知するものとする。

4 委員長等及び副委員長等のいずれもが開会場所に参集できないときは、オンライン委員会を開くことができないものとする。

5 委員長等及び副委員長等のうち副委員長等のみが開会場所に参集してオンライン委員会を開催するときは、副委員長等が委員長等の職務を行うものとする。

(本人確認等)

第4条 委員長等は、委員会の開会前及び再開前にオンラインによる方法によって委員会に参加する委員の本人確認を行うものとする。

2 委員長等は、委員会条例第13条の2第2項の規定による届出をした委員を映像により本人確認した場合に当該委員をオンライン委員会に参加したものとする。

(オンライン出席委員の責務)

第5条 オンライン出席委員（委員会条例第13条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされた委員をいう。以下同じ。）は、委員会の開会場所にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、委員会開会中及び短時間の休憩の際は常に映像及び音声の送受信によりオンライン委員会の開会場所の状態を認識しながら通話することができるようにすると

もに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) オンライン委員会に参加する場所は、原則として、当該委員の自宅とすること。ただし、やむを得ない事情があると委員長等が認めるときは、自宅以外の場所でオンライン委員会に参加することができるものとする。

(2) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(3) オンライン出席委員がオンライン委員会に参加する部屋には当該オンライン出席委員以外の者を入れないこと。

(4) 委員会に関係しない映像又は音声が入り込まないようにすること。

2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で映像及び音声支障なく送受信できていることを確認するものとする。

3 オンライン出席委員は、委員会を退席するとき及び委員会の休憩（短時間の休憩を除く。）のときは、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じなければならない。

（表決の方法等）

第6条 オンライン出席委員は、表決において賛成の意思を表明しようとするときは、その意思が明確に判別できるよう、指先を上にした手のひら全体が映像に映るように挙手をするものとする。

2 オンライン委員会における表決は、委員会の開会場所に参集した委員及びオンライン出席委員が同時に行うものとする。

（通信障害等が発生した場合の取扱い）

第7条 委員長等は、通信障害等により、オンライン出席委員の状態が映像により確認できない場合であって、通信の状況等を確認してもなおオンライン出席委員の状態が確認できないときは、当該オンライン出席委員を退席したものとみなすことができる。

（除斥の取扱い）

第8条 委員長等は、委員会条例第16条の規定により除斥の対象となる者が、オンラインによる方法によって委員会に参加している場合は、その議事の際、当該オンライン出席委員の映像及び音声の送受信を停止するものとする。ただし、オンライン出席委員が同条ただし書の規定による発言をオンラインによる方法によって行うときは、この限りでない。

（委員会記録）

第9条 オンライン委員会について記録する委員会記録には、オンライン出席委員がオンラインによる方法によって委員会に参加した旨を記載するものとする。

（補則）

第10条 委員会条例、浜松市議会会議規則（昭和50年浜松市議会規則第1号）及びこの要綱に定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、適宜協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

様式1 (第3条第1項関係)

〔会議名称〕へのオンライン出席申出書

年 月 日

〔委員長名又は主査名〕 様

〔会議名称〕 委員
氏名

1 開催日時 年 月 日 () 時 分から

2 オンラインにより参加を希望する理由

3 参加場所 (該当するものに○をしてください)

・自宅

・その他 ()

理由 ()

様式2（第3条第3項関係）

オンライン委員会開催通知書

年 月 日

〔会議名称〕 委員 各位

〔会議名称〕 委員長（または主査） 〔氏名〕

{ 月 日付けで通知した
日程表に記載した } 次の会議については、オンライン委員会として開催することを
決定したので、浜松市議会オンライン委員会に関する要綱第3条第3項の規定に基づき通知する。

1 会議名

2 開催日時

年 月 日（ ） 時

3 オンライン出席委員名

4 陳情・意見書の提出について（別冊）

- (1) 「国民健康保険料の子ども均等割減免の拡充に関する意見書」の採択を求める陳情
(浜松・国民健康保険を良くする会 代表世話人 疋田 朋広さん 他1名 提出)

- (2) 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に関する意見書 (自由民主党浜松提出)

- (3) 親元就農者を雇用する家族経営体への支援に対する意見書 (自由民主党浜松提出)

- (4) 税制改正に当たり自動車ユーザーの負担軽減・インフラ整備等を求める意見書
(市民クラブ提出)

- (5) 保護司及び保護司会の活動に関する支援の充実を求める意見書 (創造浜松提出)

- (6) 核兵器のない世界の実現に向けて一層の取組推進を求める意見書 (公明党提出)

- (7) 障害者権利条約の全面的な実行に関する意見書 (日本共産党浜松市議団提出)

- (8) 旧統一教会に関する諸事件の全容解明と決別を求める意見書
(日本共産党浜松市議団提出)



2022年 8月22日

浜松市議会議長 太田 康隆 様

浜松・国民健康保険を良くする会

代表世話人 浜松民主商工会

浜松市中区 [Redacted] 疋田 朋広 

代表世話人

静岡県西部地区労働組合連合

浜松市中区 [Redacted] 堀内 慶 

「国民健康保険料の子ども均等割減免の拡充に関する意見書」
の採択を求める陳情書

陳情の趣旨

貴議会の日頃のご健闘に敬意を表します。

健康を維持し、元気に暮らせることは、市民共通の願いです。しかし、コロナ禍で健康な日常が壊され、さらに非正規労働者と零細業者は失業や収入減に脅かされています。

自営・被用者(小企業)・無職(年金者)が加入する国民健康保険(国保)は「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」ことを目的にかかげており、国民皆保険を底辺で支えています。

国保料が協会けんぽ等と比べ、著しく高くなる要因には、国保にしかない「均等割」「平等割」という算出方法にあります。とくに、均等割保険料は多人数世帯ほど負担が重くなります。また、子育て中の家庭の一層の負担となっており、「少子化対策の充実」にも逆行しているとして、その軽減を求める声も高まっています。

全国では、子どもの均等割減免がこれまでに36自治体で実施され、全額及び3割・5割など一部減免、第2子以降の減免が行われています。

政府は、「子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方のとりくみとして」2022年度4月から未就学児にかかわる国民健康保険料均等割額の5割を軽減することを決めました。

国保の子ども均等割の減額・廃止を求めてきた浜松・国民健康保険を良くする会としても大いに歓迎しております。

均等割減免の対象を未就学児に限ることなく、小・中学生など、義務教育対象児に拡大させることが期待されています。国の少子化対策の拡充のためにも、子ども国保均等割減免の更なる拡充を検討するよう求めるものです。

貴議会におかれましても、「国民健康保険料の子ども均等割減免の拡充に関する意見書」を提出していただきますよう陳情致します。

以上

国民健康保険料の子ども均等割減免の拡充に関する意見書(案)

政府においては、「子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方のとりくみ」として2022年度4月から未就学児にかかわる国民健康保険料均等割額の5割を軽減することを決めた。

国保は、他の健康保険とは違って世帯員数に応じた均等割保険料がかかってくることから、均等割保険料は多人数世帯ほど負担が重くなる。また、子育て中の家庭の一層の負担となっており、「少子化対策の充実」にも逆行しているとして、その軽減を求める声も高まっている。

そのため、その対象を未就学児に限ることなく、小・中学生など、義務教育対象児に拡大させることが期待されている。

よって、国においては、少子化対策の拡充のためにも、子どもの国保料均等割減免の更なる拡充を検討することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

地方公共団体情報システムの標準化・共通化に関する意見書（案）

国は、2020年12月、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を閣議決定し、2021年9月、地方公共団体情報システム標準化に関する法律を施行し、2025年度末を目標に地方公共団体情報システムの標準化・共通化を進めるとした。

国においては、自治体への支援策として、調査等準備経費、環境構築に要する経費などの移行に関する経費は全額補助対象とされているものの、ガバメント・クラウドを利用した場合に限定されており、独自のクラウド化など先行して取組をしている自治体について考慮されているとは言えない状況にある。

本市では、2018年度に「浜松市情報化基本方針」を策定し、2019年度には「デジタルファースト宣言」に基づき、標準化を見据え、サーバー機器の更新時期に合わせて、システムのクラウド化を事業化している。国や他自治体とのデータ連携や統合宛名管理を行う共通基盤システムのクラウド化は、2020年度事業費4億5564万6000円、住記・税・国保システムのクラウド化は、2021年度事業費7億5655万2000円と多額の経費を要している。

よって、国においては、先行して地方公共団体情報システムの標準化・共通化に取り組む自治体がクラウド化を積極的に推進することができるよう、下記事項について措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 20の標準化対象業務が示されているが、先行して取り組む自治体が標準化に取り組む上で支障を来すことのないよう速やかに情報提供すること。
- 2 デジタル基盤改革支援補助基準額の算定に際しては、全国一律に人口規模だけで補助の上限額を決定するのではなく、クラウド化など先行した取組を行っている自治体にインセンティブを設けるなどの見直しを行うこと。また、ガバメント・クラウド上ではなく、各自治体の用意するクラウド上で標準準拠システムを構築した場合の経費についても、補助対象とするよう新たな補助基準を設けること。
- 3 移行後のメンテナンスやサポートに対しての支援を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

親元就農者を雇用する家族経営体への支援に対する意見書（案）

近年、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加等の問題が顕著化し、地域農業の担い手の育成・確保を図ることが全国的に重要課題となっている。

新たな担い手を量的に確保するためには、農業外からの独立自営就農者の参入支援だけでなく、将来の経営継承が確実に期待できる親元就農について強力に後押しする積極的な支援策が必要である。

令和4年度に大幅な制度改正が行われた経営発展支援事業及び経営開始資金では、親元就農者が制度を活用しやすくなるとされていたが、往來どおり認定新規就農者であることが要件として残されたため、子を雇用する家族経営体が支援の対象にならない状況が続いている。農業経営体で最も多いのは家族経営体であり、夫婦2人で経営を成り立たせているケースが多い。

子を後継者として育成するためには、生産から出荷に至る一連の作業を習得させる必要がある、一般的に2年から3年程度の期間を要する。この間、親元就農者に対する給料の支払いが経営を圧迫することから、新たな支援策が求められる。

よって、国においては、新たな担い手の量的な確保に向け、自らの経営の中で子の研修を行う家族経営体に対して一定期間、支援金を助成する制度を設けること及び付加価値額の拡大や早期の経営継承等の付加条件を極力課さないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

税制改正に当たり自動車ユーザーの負担軽減・インフラ整備等を求める意見書（案）

現在、自動車関係諸税は自動車ユーザーから見て非常に複雑で過重な負担となっている。特に我々のような地方在住者においては、1つの世帯で複数の自動車を持たなければ日常の移動に不便が生じることが常であり、自動車を持たなくても日常生活ができる首都圏の生活者とは、自動車関係諸税に対して受ける印象にも大きな違いがある。

また、折からの円安や、ウクライナ・ロシア情勢の影響などによる燃料やタイヤなどの消耗品の高騰が、ユーザーに対して負担の追い打ちをかけている。

さらに、現在自動車業界では政府や国際社会からの要請により、電動化などを軸にCASEと呼ばれる次世代モビリティの普及や、運輸部門のカーボンニュートラルの推進を求められているが、そのために必要不可欠なEVへの給電設備や水素ステーションの整備、また脱炭素社会に向けた社会インフラの整備などは遅々として進んでいないのが現状である。

そのような中、この自動車関係諸税については、令和4年度与党税制改正大綱に「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」旨が明記されており、その期限の到来時に当たる令和5年度税制改正で大きな変革が予想されているが、その議論に当たっては上記のような状況を打破する大胆な改正が求められる。

よって、国においては、税制改正に当たり自動車が生活必需品である地方の自動車ユーザーの負担軽減と、現在の社会要請に応じたインフラ整備を推進する観点から、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 車体課税については、抜本的見直しに当たり、取得時は消費税のみとするなど、ユーザー負担の軽減と簡素化を図ること。
- 2 燃料課税については、「当分の間税率の廃止」や「タックスオンタックスの解消」など、ユーザー負担の軽減と簡素化を図ること。
- 3 上記の軽減・簡素化と同時に、自動車関係諸税のうち車体課税は次世代モビリティ普及促進特定財源、また燃料課税はカーボンニュートラル促進特定財源とするなど、現在の社会要請に合致した目的税化を行い、それぞれ整備促進を図ること。
- 4 これらの達成に向けては、自動車関係諸税の国税部分を地方へ税源移譲するなど、地方税収に影響を与えぬよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

保護司及び保護司会の活動に関する支援の充実を求める意見書（案）

国は、「再犯の防止等の推進に関する法律」の下で、平成 29 年に「再犯防止推進計画」を策定し、本市においても、令和 2 年度に策定した「浜松市人権施策推進計画」の中で、刑を終えて出所した人の人権（再犯防止推進計画）を位置づけ、再犯防止等に関する施策を推進しているところである。

犯罪や非行をした人が、孤立することなく、再び社会を構成する一員として円滑に社会に復帰できるよう、国や県、市町村はもとより、民間団体や多くの関係者が連携して取組を進めていくことが不可欠であり、その中心的存在である保護司が果たす役割の重要性は、ますます高まっている。

保護司の役割は、社会奉仕の精神をもって、犯罪や非行をした人の改善更生を助けるとともに、社会生活上の助言や指導、帰住先や就職先の確保、地域社会の理解の促進及び犯罪や非行の未然防止など多岐にわたるものであり、遂行する職務は保護司法に定められている。保護司が本来行うべき更生保護活動においては、薬物やアルコール依存、高齢、精神疾患、発達障がいなど保護観察対象者の抱える問題が複雑・多様化し、処遇活動は困難化していることに加え、社会を明るくする運動の主たる活動者として、更生保護活動以外の任務も行っている。

また、保護司法には、保護司は保護司会を組織すること及び保護司会が行う任務が掲げられているが、保護司会の運営に関しては、その定められた任務に対する財源や上部組織を維持するための財源が常態的に不足しており、各保護司自らが会費を出し合い活動を支えている。さらに、各県の更生保護協会の賛助会費を保護司が集金しているという現状もあり、過度な負担がかかっている

我が国の保護観察制度は、保護観察官とボランティアである保護司の協働態勢によって支えられ、保護観察やその他多くの活動は保護司によって担われており、再犯防止を推進するためには、国の支援のさらなる充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 保護司制度維持の責任は国にあることを制度的・体系的に明確にすること。
- 2 保護司・保護司会の任務を遂行するための財源については、国の責任において確保すること。
- 3 収入のない保護司会が行う様々な団体への負担金、分担金を調査し、見直すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

核兵器のない世界の実現に向けて一層の取組推進を求める意見書（案）

2021年1月22日に発効した核兵器禁止条約への署名国は86か国、批准国は66か国に上り、本年6月には第1回締約国会議が開催された。

我が国は、唯一の戦争被爆国として広島・長崎の惨禍を経験しており、静岡県でもビキニ環礁での水爆実験による焼津の第五福竜丸の悲劇があった。国内では今なお多くの人々が被爆の後遺症に苦しみ、国民の核兵器のない平和な世界への願いは強く、我が国は二度と核兵器が使用されることのないよう世界を牽引していく責務がある。

岸田首相は昨年10月27日に「唯一の戦争被爆国日本として、核兵器国を動かして現実を変えていく努力をする責務があると信じている」と発言し、本年3月31日には核兵器禁止条約について「核兵器のない世界への出口とも言える重要な条約である」と指摘している。

また、本年8月に行われた核兵器不拡散条約（NPT）の運用検討会議において、我が国の首相として初めて演説を行ったことは、大変重要な出来事である。

本年2月からのロシアによるウクライナへの侵攻において、ロシアが核兵器使用の可能性を示唆するなど、現実の安全保障環境は極めて厳しい方向に向かおうとしている。

世界は広島と長崎の惨禍を忘れてはならず、国においては核兵器保有国と非保有国との橋渡しを具体的に進め、今こそ「核兵器のない世界」実現に向け、下記の取組を進めることを強く要望する。

記

- 1 核兵器禁止条約を批准できる環境を整備するために、締約国会議に日本国政府としてオブザーバー参加するとともに締約国会議への協力を進めること。
- 2 国際賢人会議（核兵器のない世界に向けた国際賢人会議）やG7広島サミットなど、今後開催が予定されている様々な国際会議において、核兵器廃絶、核の先制不使用、核軍縮の取組について合意形成の努力を怠らないこと。
- 3 今後、NPT運用検討会議が開催される際には、国際賢人会議やNPT I（軍縮・不拡散イニシアティブ）の成果を反映するなど、共通基盤の形成に貢献すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

障害者権利条約の全面的な実行に関する意見書（案）

障害者権利条約は2006年に国連で採択され、日本でも2013年12月に条約の批准について国会が正式に承認し、2014年2月より発効している。そして本年、8月22、23日にスイスのジュネーブで、日本の取組状況について国連による初の審査が実施された。

この審査に向けた包括的なパラレルレポートは、日本障害フォーラム（JDF）、並びに日本弁護士連合会から提出されている。

審査結果は総括所見としてまとめられ、9月中旬までには改善すべき点が勧告される見通しであるが、パラレルレポートで課題や改善点にまとめられた、「障害のある人が施設から出て地域で暮らす」ことや、「インクルーシブ教育」などは、障害者団体の長年の要望であり基本的人権の問題であることから、早急に改善されなければならない。

よって、国においては、国連の勧告に従い、以下の諸点を確実に実行されるよう強く要望する。

記

- 1 障害者権利条約を全面的に実行すること。
- 2 国連審査による勧告は、期限を定めて改善すること。
- 3 介護保険優先原則を廃止し、障害のある人が年齢にかかわらず障害福祉制度を利用する権利を速やかに保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旧統一協会に関する諸事件の全容解明と決別を求める意見書（案）

宗教法人「世界平和統一家庭連合（旧統一協会）」に対して宗教法人を所管する文化庁が、1998年1月～2009年4月の11年間に少なくとも9回の聴取を実施し、「適正な管理運営や個別事案への誠実な対応」を強く求めていたことが裁判資料で判明した。

旧統一協会は1997年に文化庁に名称変更を相談したが、当時、担当の宗務課長だった前川喜平元文科事務次官は、靈感商法、献金献身の強要等による被害が問題になっていたことから「正体隠しにつながる」とし、実態が変わっていないため認められないと拒絶していたと証言している。しかし、文化庁は2015年に名称変更を認めており、この間の政治的対応が焦点になっている。

よって、国においては、疑惑の流れの全容を徹底解明して国民への説明責任を果たすとともに、政府自身が「社会的に問題が指摘されている団体との関係は、一切持たない」自浄能力を発揮して、旧統一協会と決別することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。